平成２９年（フ）第３６１６号
東京都世田谷区若林５丁目25―16―101
債務者　後藤　拓也
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６１９号
東京都足立区花畑８丁目５―17―204
債務者　田中　紀子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６２０号
東京都江戸川区南葛西１丁目１―１―209
債務者　中園　貴憲
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６２５号
東京都足立区島根２丁目21―22　グリーンハイツⅡ105
債務者　山地　周吾
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６２６号
東京都足立区加平１丁目18―11　ＲＥＣＵＥＲＤＯ325　Ａ号室
債務者　藪田明理沙
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６２７号
東京都世田谷区野沢１丁目７－２―103
債務者　齋藤　正樹
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６２８号
東京都東久留米市南町１丁目８－１―406
債務者　大倉　健二
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６２９号
東京都三鷹市大沢１丁目12―35　第１さくらハイツ112
債務者　矢野　浩美
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２９号
静岡市清水区下野中15番15号　コモエスタ杉山Ａ202
債務者　望月　梨絵
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１８号
岡山市中区中島36番地１シティハイツ朝間Ａ102
債務者　従野　和明
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６０号
岡山県瀬戸内市邑久町虫明4763番地
債務者　松本　郁子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1963番地１市原団地235号
債務者　中島　寛貴
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第４０３号
東京都東村山市萩山町２丁目13番地都営萩山町アパート５―309
債務者　大里　淳子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７号
栃木県栃木市大平町西野田122番地１　マーベラス・ブライト103、従前の住所栃木県小山市東城南１丁目17番地18　エル・カミーノ城南302
債務者　内山　　亘（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１２１号
東京都立川市柏町１丁目29番地の52デパール柏町401号
債務者　三浦　里美
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部